

質 問 回 答 書

No.	質 問	回 答
1	<p>4 頁目 4 検体回収(1)</p> <p>① 令和 5 年度において採血実施日は通常何日前に決定しておりましたでしょうか。</p> <p>関連する内容として、回収申込書を採血実施日の 1 週間前に FAX 送付いただく運用は可能でしょうか。</p>	<p>令和 5 年度は、採血実施日の 2 日前（17 時）までに決定。</p> <p>なお、月曜日・火曜日に実施する検査は、前週の金曜日までに決定。1 日 20 検体以上の場合には、原則 1 週間前までに決定となっています。</p> <p>令和 6 年度は、原則 1 週間前に決定することは可能ですが、場合によっては数日前になる可能性もあります。</p>
2	<p>4 頁目 4 検体回収(1)</p> <p>② ①の運用が困難な場合、回収時間の範囲を午後 7 時、もしくはそれに近い時間帯まで広げることは可能でしょうか。</p>	<p>検体回収時間は、平日の月曜日から金曜日までの開庁時間内（17 時 15 分まで）の対応となります。</p>
3	<p>4 頁目 4 検体回収(1)</p> <p>③ 2024 年より、T-スポットの検体安定性が採取後 32 時間以内から 54 時間以内に変更となります。回収申込日の集配が困難な場合、その翌日の回収とすることは可能でしょうか。</p>	<p>54 時間以内の検査実施が可能であれば、回収申込日の翌日の回収でも結構です。ただし、検体回収は平日の月曜日から金曜日の開庁時間内とします。</p>
4	<p>5 頁目 11 その他(1)</p> <p>④ 検査に必要な採血管の費用を別途請求するような仕様変更は可能でしょうか。</p>	<p>仕様を変更することはできません。</p>